※無断転載禁止
【財産管理】

☆お役立ち情報☆　NO.75　2019.02

成年後見と民事信託の比較

・・・

成年後見制度と民事信託（家族信託®）はどちらも、「高齢者等の暮らしと財産を守る制度」です。これらの言葉を聞いたことがある方も多いでしょう。今回は成年後見と民事信託の違いについて、比較してみたいと思います。

成年後見制度（法定後見）は、認知症等で判断能力が低下した人が家庭裁判所に成年後見人（親族後見人や司法書士・弁護士等の専門職後見人）と呼ばれる代理人を選んでもらい、身上監護（※1）と財産管理をやってもらう制度です。

万が一、なにも対策をしないまま、判断能力が低下してしまった後に、本人の意思確認が必要な事象（遺産分割や不動産の売買等）が生じてしまったら、成年後見制度を使わざるを得ません。そうなる前に、成年後見制度のメリットデメリットをきちんと知って自分にあった制度を事前に選択しておくことが、自分らしく生きるため、家族のための終活に繋がると考えられます。

※1：身上監護…被後見人のために、介護保険や入院などの手続きをすること。

まず、成年後見制度の主眼は、現状維持、本人保護です。
現状維持とは、被後見人の財産をできるだけ動かさずに何かあった時のためにプールしておく、ということです。つまり土地や建物の売買、預貯金の支出については必然的に消極的になります。
（※詳細は、2017.6 更新の☆お役立ち情報☆ NO.34．35の記事を参考にしてください）
なお、成年後見制度でも、認知症等になる前に契約を結んでおく任意後見制度は、本人が後見人を選んで、後見の内容も文書化しておくことができるので、本人の意思が反映されやすいと言えます。

一方民事信託とは、
本人が元気なうちに信頼できる家族に財産を預けて、財産管理をしてもらう制度です。
年齢を重ね収益物件の管理が難しくなってきた、後継者が決まっているので今のうちから管理運営を任せたい、将来認知症になってしまったあとに家族以外に財産管理をされるのに抵抗がある、といった方が、その対策として信託を組んでいる例が多いです。
また、信託は柔軟な資産承継ができるため、自宅を長男に引き継ぎたいが長男には子供がいないので、長男が亡くなったら次男の子に引き継ぎたい、といった二次相続まで決めることも可能です。（※詳細は、2018.11 更新の☆お役立ち情報☆ NO.71 の記事を参考にしてください）
具体的にどういった点が異なるのか、次の表にまとめてみました。

	成年後見	民事信託
存続期間	後見開始～本人の死亡まで	自由に決められる
目的	本人保護 現状維持	財産管理 資産承継
初期費用	申立てをする時にかかる、専門家への報酬（数万～十数万程度）＋裁判所への費用（数千円程度）	財産額の約 1.5%程度 （初期費用は成年後見に比べて高くなる）
ランニングコスト	専門職後見人の場合、月２～６万程度	設定しない限り原則なし
裁判所の監督機能	有り	無し
受任者（受託者）の権限	財産管理 身上監護 法律行為の代理	自由に決められるが、通常、信託財産に関する管理・運用・処分
財産の管理	財産を維持しながら本人にためにのみ支出可能（家族のための支出、相続税対策の支出は不可）	信託目的に則った管理・運用・処分が可能
認知症発生後の相続対策	不可	信託目的に則って可能
身上監護	可能	不可

※わかりやすくするために詳細な説明は省いています。

この他にも終活の分野に属する、本人の財産や生活を守る制度は色々あります。どの制度にもメリットデメリットがあり、またどういった制度がその人に合うかどうかは、ケースバイケースです。その人自身の意見を反映させるには、元気なうちに選択しておくことが必要です。専門家を上手に活用して、その人らしい暮らし方を選択するアドバイスができるようにしておきましょう。